

→ 固定資産税第1期の納期が5月に変更

土地・家屋など固定資産に関するお知らせ

固定資産税第1期の納期変更

第1期の納期は原則4月としていますが、平成22年度は市町合併に伴う作業を行うため5月に変更します。

第1期納期(変更後) 5月14日(金)～31日(月)

※第2期以降の納期は従来どおりです(第2期⇒7月、第3期⇒9月、第4期⇒12月)。

固定資産の縦覧帳簿と課税台帳の閲覧

①縦覧帳簿

とき 4月1日(木)～5月31日(月)の土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分

ところ 資産税課、各支所、各行政センター
※支所と行政センターは管内分だけ。

内容 自己資産以外の土地や家屋の平成22年度の固定資産税の基礎となる評価額

※土地・家屋とも所有している人だけ両方の帳簿を縦覧できます。

対象 納税者とその同居家族、納税管理人、代理人
※代理人は委任状が必要。

②課税台帳

とき 4月1日(木)～来年3月31日(木)の土・日曜、

祝日を除く8時30分～17時15分
ところ 資産税課、各支所、各行政センター
内容 平成22年度の固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価額
対象 納税義務者とその同居家族(6月1日以降は委任状が必要)、納税管理人、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸借契約書か所有者からの委任状が必要)、代理人(委任状が必要)

※①②の手数料は原則無料です(②は6月1日から有料)。
※①②には、税証明の請求時と同様に、本人を証明する書類(左下の「本人確認書類」参照)が必要です。
※固定資産税の納税者で、課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から固定資産評価審査委員会へ文書による申し出ができます。申し出の期間は、納税通知書到達後60日間です。詳しくはお尋ねを。

土地の路線価格と標準宅地の価格を公開

とき、ところ 4月1日から資産税課で

☎資産税課 ☎24-1111

市税証明や閲覧などの請求時に実施 窓口での本人確認にご協力を

第 三者による不正取得を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、本市では戸籍謄本や住民票などを発行する際、本人確認ができる書類などを提出していただいています。4月からは市税に関する証明の請求などの際にも本人確認を行うため、税関係の窓口でも、請求者本人であることを証明する書類が必要となります。ご理解とご協力をお願いします。

実施時期

4月1日(木)～

本人確認書類

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・健康保険証
- ・住民基本台帳カード など



☎市民税課 ☎24-1111

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

持ち主の変更や廃車、盗難に遭ったときなどは、3月31日(水)までに手続きしてください。車種ごとの手続き先は次のとおりです。

- 125cc以下のバイク、小型特殊車
⇒資産税課 ☎24-1111
- 二輪の小型自動車
⇒佐世保自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2084
- 軽二・三・四輪
⇒軽自動車協会 ☎31-1385

身体障がい者等を対象とした軽自動車税の減免制度

身体障害者手帳などを所有し、一定の条件を満たす人は、次の期間に申請すると軽自動車税の減免が受けられます。手続方法など詳しくはお尋ねください。

申請期間 4月1日(木)～5月31日(月)

☎資産税課 ☎24-1111

→ 4月2日から公共下水道が使用できます！

西部下水処理場が4月から供用開始

西 部下水処理場は、本市西・北部(相浦川沿い地域)の生活環境の向上と、河川などの水質保全を目的に、平成15年から工事に着手し、ことし3月に完成しました。

4月2日(金)からの供用開始に伴い、下水道の本管工事が完了した地区から公共下水道が使用できるようになります(対象地区など詳しくはお尋ねください)。トイレの水洗化など排水設備工事には自己負担が発生しますが、公共下水道への接続はできるだけお早めをお願いします。なお、排水設備工事は適切な施工が必要ですので、水道局指定の「下水道排水設備指定工事店」(市ホームページに一覧表を掲載)で行ってください。

今後は、相浦川上流に向かって本管工事を進め、最終的には柚木地区まで整備する予定です。

※公共下水道の本管工事が完了した地区の皆さんには、平成22年度から「受益者負担金」が賦課されます。詳しくはお尋ねください。



西部下水処理場(完成予定図)

所在地 椎木町と日野町の一部(相浦川河口付近)
施設概要 管理棟 1棟(鉄骨造地下1階地上3階建て)
汚泥処理棟 1棟(鉄骨造地下4階地上4階建て)
急速ろ過棟、沈殿池、滅菌池など
処理量 1日最大5,200m³
対象地区 「椎木町、星和台町、新田町、川下町、大瀧町、日野町」の一部(4月現在)
※対象地区の拡大に伴い、施設を増設する予定です。

☎水道局上下水道建設課 ☎24-1151

制度・事業の廃止

佐世保市誕生祝金支給制度の廃止

内容 本市在住の母が第3子以降の子を出産した場合に2万円を支給する制度の廃止

廃止時期 3月31日(水)

廃止理由 子育て支援・少子化対策事業を見直し、総合的な観点から拡充を図るため

対応 出産日(3月31日まで)から6カ月以内は祝金を申請できます(申請漏れにご注意を)

☎戸籍住民課 ☎24-1111

佐世保市交通災害共済・火災共済事業の廃止

廃止時期 3月31日(水)

廃止理由 加入者が年々減少し、赤字運営が見込まれるため。また、発足当初よりも民間の保険・共済制度が普及、充実しているため

対応 事故(火災)当時に会員であれば、交通事故に遭った日から2年以内、罹災した日から1年以内は共済金を請求できます(請求漏れにご注意を)

☎交通安全対策課 ☎24-1111

調理実務経験者を募集します 市職員採用試験(現業職・調理士)

2 年ぶりに現業職の採用試験を実施します。あなたの経験を市の業務で生かしてみませんか。

一次試験 3月27日(土)
試験会場 佐世保市役所(予定)
受付期間 3月1日(月)～19日(金)8時30分～17時15分
※土・日曜を除く。

募集職種 現業職(調理士)
受験資格 昭和35年4月2日以降に生まれ、調理師免許と普通自動車以上の免許を有する人で、給食などの大量調理施設(100食以上)において調理の実務経験が通算して10年以上ある人

採用人員 若干名
試験案内、申込書の配布場所 市役所玄関案内、職員課、中央保健福祉センター1階、各支所、各行政センター
※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

☎職員課 ☎24-1111